



森林所有者の皆さんへ ～玉名森林組合からのお知らせ～



補助金を活用した間伐や間伐作業道開設などを実施するには以下の条件が必要になりました。

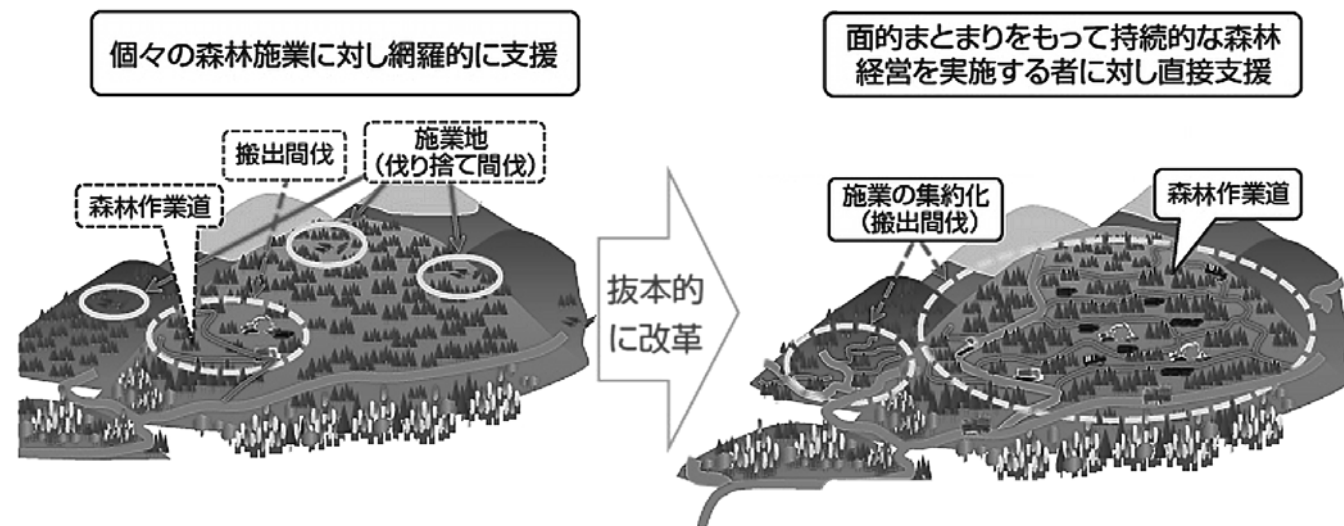
- ①「森林経営計画」の認定
- ②森林整備計画区域面積の1/2以上の森林所有者と森林整備に関する森林経営委託契約の締結

玉名森林組合は、補助金を利用した間伐などの事業が実施できるように、森林経営委託契約の締結の手続きを実施しています。1/2以上の契約締結を満たさないと、補助事業の適用外となり、すべて森林所有者のご負担になってしまいます。その結果、森林整備が進まず、森林は公益的機能が十分に発揮できなくなり、土砂災害や水不足、鳥獣被害をもたらすこととなります。なお、森林経営委託契約に伴う森林所有者の費用負担はありません。

契約に関することやご不明な点などありましたら、玉名森林組合へご連絡ください。

契約の対象：和水町内全ての森林（スギなどの人工林以外の竹林や広葉樹林も対象）

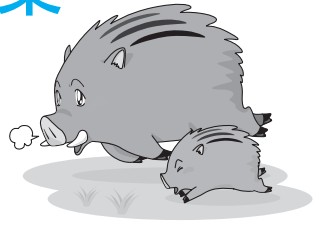
町内すべての森林の計画認定を目指しています！
皆様のご理解ご協力をお願いします！



新たな「森林管理・環境保全直接支払制度」のイメージ

問い合わせ先
玉名森林組合(和水町西吉地2746-2) ☎0968・34・2052
和水町 本庁 経済課 林務耕地係 ☎0968・86・5725

鳥獣被害防止の取り組み募集



和水町では、有害鳥獣（イノシシなど）による農作物などへの被害が多発していることから、平成24年度に地域ぐるみの野生鳥獣被害防止の取組みとして、以下の3つの事業実施を計画しています。

1.地域ぐるみの侵入防止柵（金網柵・電気柵）の設置に対する支援

1 地区の受益農家3戸以上で、一体的に整備・管理される場合に申請できます。

まとまっている農地など（水田、畑、果樹園、竹林）を侵入防止柵で囲む事業ですので、その範囲の所有者全員の同意が必要です。受益者負担は事業費の10％です。

事業を希望される場合は、聞き取り調査を行いますので1月中旬までに本庁経済課または総合支所事業課へ来庁して下さい。1月31日(火)までが申請手続き期間です。

2.イノシシの隠れ家となっている緩衝帯整備

地域住民によるイノシシの隠れ家となっている藪の草刈です。荒れた山林や耕作放棄地などを刈払い、整備することでイノシシなどの出没を未然に防ぐことができます。希望される地区に業務委託をしておこなわれます。



実施を希望される地区は、区長さんを通して、1月31日(火)までに申し込みをお願いします。

3.猟免許証講習会の助成

狩猟免許を新規に取得した人に対して、狩猟免許初心者講習会の経費を対象に助成金を交付します。ただし、町内に住所があり、免許取得後は猟友会に入会していただき、有害鳥獣捕獲に従事していただくことが条件となります。

問い合わせ先
本庁 経済課 林務耕地係 ☎0968・86・5725
総合支所 事業課 林務耕地係 ☎0968・34・3111（内線722）